あいち2022文化芸術活動助成金　募集要項

## 1 事業の目的

「あいち2022文化芸術活動助成金」は、国際芸術祭「あいち2022」が一宮市で開催されることを機に、一宮市を拠点に活動する市民活動団体等が企画・実施する文化芸術事業を助成することにより、一宮市の魅力を広く発信するとともに、文化芸術活動の発展に寄与し、新たな交流やにぎわい創出を促進することを目的としています。

## 2 助成の対象となる者

市民による自主的かつ営利を目的としない社会貢献的な活動を行う個人、グループ又は団体。

(1) 一宮市内に住所地又は団体所在地、活動拠点を有し、現に市民活動を行い、又は今後行う予定のあるもの

※同一人が複数の応募を行うことはできません。個人で申請された方が構成員となる団体等の応募についても複数応募とみなします。

※団体の場合は、団体調書（様式第2）に概要を記入のうえ、規約等を提出してください。

(2) 法令、条例、規則等に違反する活動をしていないもの

(3) 公序良俗に反する活動をしていないもの

(4) 宗教的活動又は政治的活動をしていないもの

【補足】

・「社会貢献的な活動」とは、不特定多数の利益のための活動のことを言います。特定の個人や団体の利益のための活動や、団体の会員や仲間内の利益のための活動とは区別されます。

・町内会は一般的には町内会加入者のみが受益者となる活動となるため対象外です。

・一宮市内の事務所は、本部でも支部でも構いません。

・「宗教的活動」をしていない団体とは、宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的としていない団体をいいます。

・「政治的活動」をしていない団体とは、政治上の主義を推進し、支持し又はこれに反することや特定の公職の候補者（当該候補者になろうとするものを含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し又はこれらに反対することを目的としていない団体をいいます。

## 3 助成対象事業

助成対象事業は、次の項目のすべてに該当するものです。事業計画書（様式第3）に事業の詳細までご記入ください。事業の審査はご提出いただいた計画書をもとに実施します。

(1) 文化芸術に関連する新規事業であること。

(2) 令和4年4月1日から12月31日までに実施・完了するものであること。

(3) 一宮市内で実施されるものであること。

(4) 営利を目的としないものであること。

(5) 広く市民の交流に資することを目的とするものであること。

(6) 令和4年度に一宮市から他の補助金等の交付を受けていないこと。

【補足】

・「広く市民の交流に資する」とは、対象を特定の方に限らないことを指します。また、市民は一宮市民に限るものではありません。

・「営利を目的としない」とは、活動で得た利益や資産を構成員に分配してはいけないということです。利用料や入場料を取ることや、運営スタッフへの賃金の支払いは制限しません。

・「一宮市からの他の補助金等を受けていない事業」とは、当該事業について、一宮市からの補助金・交付金・委託料等を受けていないということです。同団体が実施する事業でも、一宮市からの補助金等を受けている事業と別事業であれば、応募することが可能です。また、一宮市からの補助金等には、一宮市市民活動サポート補助金に係る助成金を含みます。当該年度かつ当該事業において、一宮市市民活動サポート補助金と二重で受けることはできません。

## 4 対象経費

申請に計上できる経費は、事業に要する直接的な費用であって、原則として領収証があるものとします。

次の費用項目の内容を参考に分類し、収支予算書（様式第4）の収支予算を記載してください。なお、令和4年4月1日以降に支払う費用のみが対象となります。

また、報償費・人件費等を支払う場合は源泉徴収に係る事務が発生します。

【科目説明】

・報償費：講師・専門家、出演者等への謝礼、調査・研究の報償費など

・旅費：交通費、通行料、ガソリン代など、事業実施のために必要な実費（自動車は20円/kmで計算した上で、日時・運転者名・走行距離数・運行期間を記した運行記録簿が必要です。）

・食糧費：外部講師の弁当・飲み物代等に限る。（上限：1人1,500円）

・需用費：資料等の印刷及び製本に要する経費、文具、その他消耗品、原材料等

・役務費：切手、はがき等郵便料、振込手数料、クリーニング代等、使用料・賃借料 会場使用料、器具使用料、各種機材レンタル料等

・備品費（申請事業に必要不可欠な備品に限る）

※ 1品10万円（税抜）以上は見積書が必要です。

※ ＰＣやプリンター、冷蔵庫・電子レンジ等、団体運営全般に係るものは対象外です。

・人件費（申請事業に必要不可欠な人件費に限る。上限：1,000円/時間。ただし、最低賃金は厳守してください。）

・その他、あいち2022一宮会場実行委員会（以下、「実行委員会」）会長が必要と認めるもの

＜事業経費として計上できないものの例＞

※事業に要する経費（総事業費）にも含みません。

・事業と直接関係のない費用

・団体の管理運営費：賃借料・光熱水費・電話料金等

・領収証等が無く使途不明な経費

・酒類など、社会通念上、公金で支払うことが不適切な費用

・本事業に関する説明・相談等に係る費用 など

＜事業経費として計上はできるが、対象経費として認められないものの例＞

※事業に要する経費（総事業費）には含まれます。

・来賓、招待者に対する手土産

・外部講師以外に提供される食品にかかる費用（当該事業実施に必要不可欠なものを除く）

・参加賞等一律に配布される物品にかかる費用

・啓発用配布物品のうち、当該事業の目的と関連のない物品にかかる費用

・懇親会等に係る費用 など

## 5 収入

収入については、次の費用項目の内容を参考に分類し、収支予算書（様式第4）に記載してください。

【科目説明】

・本事業の助成金

・自主財源：会費収入、寄付金収入、一宮市以外（国・県・民間）からの補助金等

※一宮市から補助金等を受けている場合は、本事業に申請することができません。

## 6 交付申請額

交付申請ができる助成金の額は、対象経費に３分の２を乗じた額（1,000円未満の端数は切り捨てる）又は300,000円のいずれか高くないほうの額とします。

なお、本助成金を含む収入の合計額が事業に要する経費（総事業費）を上回ったときは、上回った分を助成金の額から差し引きます。

## 7 提出書類

応募する際は、次の書類を実行委員会に提出してください。なお、応募は１個人・団体につき１事業です。

(1) 申請書（様式第1）

(2) 団体調書（様式第2）及び団体の規約その他これに類するもの　※申請者が団体の場合

(3) 事業計画書（様式第3）

(4) 収支予算書（様式第4）

## 8 受付期間

令和4年5月1日（日）から6月24日（金）

## 9 提出方法

①メール： museum@city.ichinomiya.lg.jp

※ メールの件名は「あいち2022助成金の申請について」としてください。

②郵送：〒491-8501　一宮市本町2丁目5番6号

あいち2022一宮会場実行委員会事務局（一宮市博物館管理課 国際芸術祭担当）

③持参：あいち2022一宮会場実行委員会事務局

（一宮市博物館管理課 国際芸術祭担当、一宮市役所本庁舎9階94番窓口）

※ 平日8 時30 分から17 時15 分までの間にお持ちください。

※ 感染症拡大防止のため、できる限りメールまたは郵送でご提出ください。

## 10 選考方法及び助成金交付対象事業の決定

(1) 審査会の実施

学識経験者及び実行委員会、市職員で構成される審査会において、計画書に基づき、事業の内容等を審査します。

応募多数の場合は、予算の範囲内で事業を選考します。また、市が定める基準点に満たない場合は不採択となります。

(2) 助成対象事業の決定【令和4年7月（予定）】

審査会における選考結果は、申請者宛に送付します。なお、提案内容等により希望する助成金の額を減額して決定する場合があります。

## 11 交付申請の取下げ

助成金額が希望額を下回った等の理由により、助成対象事業の決定の通知があった日から14日以内に申請を取下げることができます。取下げ書（様式第6）に必要事項を記入し、ご提出ください。

## 12前払金の申請

助成金の支払いは事業完了後ですが、事業実施前に受け取ることができます。希望される場合は、前金払請求書（様式第7）により申請してください。

## 13 事業の実施期間

・令和4年4月1日～12月31日の期間に事業を実施してください。

・申請内容どおりの実施が困難となった場合は、速やかにご相談ください。

・社会事情等により、事業の実施に対して事務局から制限もしくは中止をお願いすることがあります。

## 14 事業計画の変更

助成金交付決定後に事業の内容や予算等を変更するときは、必ず事前に実行委員会にご連絡ください。事前に連絡なく変更・中止した場合は、助成金の交付決定が取り消しとなる可能性があります。

## 15 事業報告

事業完了後30日以内に、以下の書類を提出してください。

【提出書類】

(1) 実績報告書（様式第8）

(2) 収支決算書（様式第9）

(3) 交付請求書（様式第10）

(4) 領収証のコピー（スキャンしたものでも可）

【提出方法】

①メール： museum@city.ichinomiya.lg.jp

※ メールの件名は「あいち2022助成金の事業報告について」としてください。

②郵送：〒491-8501　一宮市本町2丁目5番6号

あいち2022一宮会場実行委員会事務局（一宮市博物館管理課 国際芸術祭担当）

③持参：あいち2022一宮会場実行委員会事務局

（一宮市博物館管理課　国際芸術祭担当、市役所本庁舎9階94番窓口）

※ 平日8時30分から17時15分までの間にお持ちください。

※ 感染症拡大防止のため、できる限りメールまたは郵送でご提出ください。

## 16 助成金の支払い

実績報告書等に基づき内容を審査し、助成金額確定通知書を送付します。助成金額確定通知書を受け取ったら、請求書を実行委員会宛に送付してください。指定の口座に助成金を支払います。

## 17 対象者及び対象事業の公表

助成事業の公平性、透明性及び事業のPR等の理由から、助成対象者と助成対象事業の内容や助成金交付決定額、実績報告書、助成金確定額等をウェブサイトで公表します。

## 18 広報物の作成等

事業で作成するポスターやチラシ、ウェブサイト等には、「あいち2022文化芸術活動助成事業」の文言を掲載してください。

完成後は、速やかに3部（ウェブサイトは1部印刷して）を実行委員会に提出してください。なお、市ウェブサイトでも周知を行います。

## 19 助成金の交付決定の取り消しと返還

次のいずれかに該当すると認められるときは、交付決定を取り消します。また、すでに支払い済みの助成金がある場合は、返還していただきます。

(1) 助成金をその交付の目的以外に使用したとき

(2) 必要な届出や報告を行わなかったとき、又は虚偽の届出や報告をしたとき

(3) 対象となる者の要件がなくなったとき

(4) 交付した助成金に剰余金が生じたとき

(5) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

また、天災地変その他の理由により事業を実施すべきでないと判断される場合は、実行委員会から事業の全部または一部の中止を指示することがあります。その際の助成金額は、事業の進捗状況により異なります。

## 20 問合せ

一宮市公式ウェブサイトからページID「1043367」で検索するか、2次元バーコードからアクセスしてください。説明会は実施しません。

ご質問・ご相談はあいち2022一宮会場実行委員会事務局（一宮市博物館管理課　国際芸術祭担当）で随時受付しています。

一宮市役所本庁舎9階94番窓口

電話：0586-85-7435　メール：museum@city.ichinomiya.lg.jp

※ 感染症拡大防止のため、できるだけメールまたは電話でお問合せください。

※ 電話または来庁でのお問い合わせは、平日8時30分から17時15分までの間 にお願いします。